

答申第 68 号

(諮問第 88 号・第 89 号)

答 申

第 1 審査会の結論

(諮問第 88 号)

大分県収用委員会（以下「実施機関」という。）が平成 25 年 5 月 23 日付けで行った個人情報一部開示決定については、別表 1 の「開示すべき部分」（添付略）を開示すべきである。

(諮問第 89 号)

実施機関が平成 25 年 5 月 23 日付けで行った個人情報不開示決定については、別表 2 の「開示すべき部分」（添付略）を開示すべきである。

また、平成〇〇年 A 月収用委員会定例会資料である「資料一覧」と題する文書及び当該文書に記載されている「現地調査資料」を新たに開示請求に係る個人情報として特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成 13 年大分県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、平成 25 年 5 月 7 日付けで実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇〇〇年 B 月以降に行われた収用委員会の議事録及び資料に記載された私の情報に関係するすべて」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり一部開示決定及び不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

(1) 平成 25 年 5 月 23 日付け一部開示決定（諮問第 88 号）

ア 開示請求に係る個人情報

平成〇〇年 B 月収用委員会定例会議事録（以下「B 月議事録」という。）、同年 C 月収用委員会定例会議事録、平成〇〇年 D 月収用委員会定例会議事録（以下「D 月議事録」という。）及び資料（以下「D 月資料」という。）、同年 E 月収用委員会定例会議事録（以下「E 月議事録」という。）及び資料、同年 A 月収用委員会定例会議事録（以下「A 月議事録」という。）、現地調

査概要説明議事録に記載されたあなたの情報

イ 不開示理由

(ア) 条例第15条第2号に該当するため

(請求者以外の個人の情報が含まれているため)

(イ) 条例第15条第4号に該当するため

(法人等に関する情報が含まれ、法人等の権利利益を害するおそれがあるため)

(ウ) 条例第15条第6号に該当するため

(収用委員会内部の協議に関する情報であり、開示することで率直な意見交換や意思決定の中立性等に支障が生ずるおそれがあるため)

(2) 平成25年5月23日付け不開示決定(諮問第89号)

ア 開示請求に係る個人情報

平成〇〇年A月の収用委員会定例会資料(以下「A月資料」という。)に記載されたあなたの情報

イ 不開示理由

条例第15条第6号に該当するため

(収用委員会内部の審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することで率直な意見交換や意思決定の中立性等に支障が生じるおそれがあるため)

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定及び不開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、それぞれ平成25年6月12日付けで、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 諮問第88号について

(1) 異議申立ての趣旨

一部開示決定を取消し、以下の部分の開示を求める。

ア 収用委員、事務局の発言(A月議事録)

イ 裁決スケジュール(D月資料)

ウ 発言者(会長)(B月議事録、D月議事録及びE月議事録)

(2) 異議申立ての理由

ア 条例第1条において「実施機関が保有する個人情報の開示・・・等を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されている。条例第

15条柱書きには、実施機関に対する個人情報の開示義務が規定されており、同条各号には例外規定として不開示情報が定められている。この例外規定を実施機関の都合で勝手に適用することは許されない。この条例が目的とする「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」が例外規定適用の絶対的判断基準である。

実施機関は、開示しない理由を条例第15条第6号「収用委員会内部の協議に関する情報であり、開示することで率直な意見交換や意思決定の中立性等に支障が生ずるおそれがあるため」と主張しているが、例外規定を適用するのであれば、その理由を明らかにする必要がある。他の定例会等の議事録は開示されているのだからA月議事録も同様の基準で開示すべきである。

イ D月資料の裁決スケジュールに関しても、なぜ条例第15条第6号の「開示することで率直な意見交換や意思決定の中立性等に支障が生ずるおそれ」に該当するのか全く理解できない。例外規定が適用できる根拠を示してほしい。それができないなら開示してほしい。

ウ 発言者としての「会長」を墨塗りするのは問題である。「率直な意見の交換又は意思決定の中立性」を確保する努力をするのは、実施機関の長の最大の責務の一つである。「会長」の墨塗りは、収用委員会が「適正かつ円滑な運営」がなされていないことの証明である。大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「情報公開条例」という。）の「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対旨する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現する」の精神に完全に違反している。

2 諮問第89号について

(1) 異議申立ての趣旨

不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

条例第15条は、実施機関に個人情報の開示を義務づけている。確かに第15条第6号に「開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがあるもの」との例外規定があるが、「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることを説明する責任は収用委員会にあるはずである。「収用委員会内部の審議、検討又は協議に関する情報」が、不開示決定の根拠になるのであれば収用委員会は完全な秘密会になってしまう。収用委員会を秘密会にすることは、情報公開条例の「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現する」の

精神に完全に違反している。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 諮問第88号について

(1) 本件対象公文書及び本件開示請求対象個人情報について

ア B月議事録

異議申立人から収用委員あてに送付された異議申立人の主張が書かれた手紙について協議した内容が記録されており、当該箇所が開示請求対象個人情報である。

イ D月議事録

異議申立人と用地買収について任意契約ができない理由等や異議申立人が主張している内容等について記録されており、当該箇所が開示請求対象個人情報である。

ウ D月資料

異議申立人に係る収用裁決申請が提出された場合の今後の処理予定が月毎に記載されており、当該箇所が開示請求対象個人情報である。

エ E月議事録

収用裁決申請が予定されている異議申立人に係る収用案件や異議申立人が主張している事項について説明・協議した内容が記録されており、当該箇所が開示請求対象個人情報である。

オ A月議事録

異議申立人に係る収用案件に関し収用裁決手続開始の決定について協議した内容や当案件に係る現地調査に関して協議した内容等が記録されており、当該箇所が開示請求対象個人情報である。

(2) 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第6号（審議・検討等情報）該当性について

B月議事録、D月議事録、E月議事録及びA月議事録には、いずれも「発言者」欄に会長や委員の名前が記載されている。

また、平成〇〇年〇月〇〇日付けで本件異議申立人に係る収用裁決申請が受理されたことから、A月議事録には、「発言内容」欄に、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）で定められた収用裁決手続開始決定について委員が審議した内容が記録されている。

D月資料は、各収用裁決案件について月毎の処理予定（申請、受理、収用裁決手続開始、現地調査、審理、検討、裁決）を記載した一覧表である。

したがって、これらの情報は、いずれも収用委員会内部の協議に関する情報であり、最終的な意思決定がなされる前の審議、検討等の過程の段階の情報で

ある。これらの情報を本人に開示することにより、収用委員会の委員あてに反論・非難等の文書が送付されるなど圧力や干渉の影響を受けるおそれがあることから、収用委員会において委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれたり、協議等に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、上記の情報については、条例第15条第6号に規定する不開示情報に該当すると判断し、一部開示決定としたものである。

2 諮問第89号について

(1) 本件対象公文書及び本件開示請求対象個人情報について

A月資料には、以下の文書がある。

ア 収用裁決手続開始決定書案

異議申立人に係る収用裁決申請に対して法第45条の2で定められた収用裁決手続開始の決定についてA月定例会に諮った文書である。

なお、収用裁決手続開始決定とは、決定に係る権利について、その権利を有する者が譲渡等の法律上の処分をすることを制限し、又はその権利に対して債権者が差押え等を行うことを制限することにより、裁決手続における権利者を固定しようとする行政処分である。

具体的には、収用裁決手続開始を決定する土地の所在、面積及び土地所有者の氏名、住所、土地に関して権利を有する関係人の有無等が記載されている。また、収用の範囲を記載した実測平面図、求積図が添付されている。

当該収用裁決手続開始決定書案及び収用の範囲を記載した実測平面図、求積図は本件異議申立人に係るものであることから、当該文書が開示請求対象個人情報である。

イ 異議申立人から収用委員会の各委員へ送付された文書の取り扱いについて

当該資料は、異議申立人から収用委員会の各委員個人あてに送付された文書について、土地収用法上の意見書として取り扱うか否か、また、送付された文書に対して収用委員会が何らかの応答をすべきか否かについて委員が収用委員会定例会において協議するために作成した資料である。したがって、当該資料が開示請求対象個人情報である。

(2) 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第6号（審議・検討等情報）該当性について

A月資料は、収用委員会内部の審議、検討、協議等に関する情報であり、また、最終的な意思決定である裁決がなされる前の審議、検討等の過程の段階にある情報である。

したがって、これらの情報を本人に開示することにより、未成熟な情報が確定的な情報と誤解されたり、開示請求者から収用委員会の委員あてに反論・非難等の文書が送付されるなど圧力や干渉の影響を受けるおそれがあることか

ら、収用委員会において委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれたり、協議等に支障が生じるおそれがあるなど、適正な意思決定の確保等に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、当該情報は条例第15条第6号に規定する不開示情報に該当すると判断し、不開示決定としたものである。

第5 審査会の判断

1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成25年6月12日付けで異議申立人が実施機関に対して行った2件の異議申立てに係る諮問事案である。審査会では、異議申立人が同一人であり、異議申立ての内容も同趣旨と認められることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和63年大分県規則第49号）第5条第1項の規定により併合して審議することとした。

2 条例第15条第6号について

本件異議申立ての対象は、一部開示決定処分及び不開示決定処分のうち、実施機関が条例第15条第6号に該当するとして不開示とした部分である。

条例第15条第6号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方公社との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがあるもの」と規定している。このうち、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関内部又は県の機関と国や他の地方公共団体との間において、意思決定が行われる場合、その最終決定に至る間において行われる審議、検討又は協議に関するすべての情報をいう。

また、同号は、上記情報を本人に開示すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、そのような場合に開示しないことができる個人情報とすることによって、県の機関内部の適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

以上を前提として、以下、不開示部分について、条例第15条第6号該当性を個別に検討する。

3 諮問第88号について

(1) A月議事録

ア 本件対象公文書について

当該議事録は、異議申立人が所有する土地に係る法第45条の2の規定による裁決手続開始の決定、同日に行われる現地調査の際の対応等について協議した内容が記録されており、議事のうち進行に係る発言を除く発言者及び発言内容が不開示とされている。

イ 条例第15条第6号該当性について

収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るため、法に基づき各都道府県に設置されている準司法的な機能を持つ行政委員会である。各委員の適正かつ公平・中立的な任務の遂行は、そのような機能を果たす上で必須の前提であり、任務遂行を実現するためには、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能にすることが必要不可欠である。

それにもかかわらず、収用委員会の審議の具体的内容（委員の意見）が公にされるとなると、委員が外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、個人の責任が問われることを恐れたりするなど審議が公開されることによる心理的影響から自由、活発な意見の交換が阻害されたりするおそれがある。その結果、委員の公平・中立性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

よって、本件不開示個人情報のうち議事に係る発言内容や発言した委員名を開示すると、発言者が特定され、当該委員あてに反論・非難等が寄せられるなど、外部からの圧力や干渉の影響を受けるおそれがあり、今後、定例会等において率直な意見交換に消極的となるなどの状況が予想されることから、条例第15条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

ウ 新たに開示すべき部分について

審査会が当該公文書の審査の過程において精査したところ、実施機関が開示請求者の個人情報以外の記載部分であるとして開示対象外とした箇所のうち、別紙1（添付略）に記載された部分については、異議申立人の個人情報であると認められた。当該箇所については、請求人以外の第三者の名字が含まれているが、その余の部分については、定例会の進行に係る部分であり、審議の具体的な内容に係るものではないことや、既に異議申立人に対して一部開示されたE月議事録において、同様の内容が含まれている。

したがって、当該情報を開示しても率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められることから、当該第三者の名字を除き開示すべきである。

(2) B月議事録、D月議事録及びE月議事録

ア 本件対象公文書について

当該議事録は、定例会における収用委員会の協議、検討等の内容を記録したものである。議事録には、件名、日時、場所、議題、出席した委員及び事務局職員の名前、議事に係る発言者及び発言した内容が記載されており、議事欄の発言者が不開示とされている。

当該公文書を見分したところ、B月議事録には異議申立人から収用委員あてに送付された異議申立人の主張が書かれた手紙について協議した内容が記録されており、D月議事録には異議申立人と用地買収について任意契約に至っていない状況やE月以降の定例会の日程等を説明した内容が記録されている。また、E月議事録には、収用裁決申請が予定されている異議申立人に係る収用案件や当人の主張等についての説明や協議した内容が記録されている。

A月定例会とは異なり、B月、D月及びE月の定例会は、いずれも起業者から法第39条第1項の規定による裁決申請及び同法第47条の3第1項の規定による明渡裁決申立てがなされる前に開催されたものであり、裁決申請等に係る審議ではなく、異議申立人からの問い合わせへの対応等について協議したものであるため、発言した内容は開示されているが、発言した委員名は不開示となっている。

イ 条例第15条第6号該当性について

本件不開示個人情報のうち発言した委員名を開示すると、発言者が特定され、当該委員あてに反論・非難等が寄せられるなど、外部からの圧力や干渉の影響を受けるおそれがあり、今後、定例会等において率直な意見交換に消極的となるなどの状況が予想されることから、条例第15条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」と認められる。

また、異議申立人は、会長の発言については発言者名を開示すべきと主張するが、会長の発言のうち定例会の進行に係る部分の発言者名はすでに開示されており、不開示としているのは、会長が一委員として協議において発言した部分についてであり、これは上記と同様の理由により、不開示が妥当と認められる。

(3) D月資料

ア 本件対象公文書について

当該資料には、起業者から異議申立人に係る収用裁決申請が提出された場合の今後の処理予定が月毎に記載されており、収用裁決申請から裁決に至るまでの予定や収用委員会の見解と思われる記述が不開示とされている。

イ 条例第15条第6号該当性について

裁決に至るまでの予定については、法に規定された収用手続の流れを記載したものであることや、既に異議申立人に対して一部開示されたD月議事録

及びE月議事録において今後の予定が開示されていること、また、収用委員会の見解と思われる記述についても、同様にB月議事録、D月議事録及びE月議事録において、これと同様の内容が含まれている。

したがって、当該情報を開示しても、定例会等において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められる。

4 諮問第89号について

実施機関が開示決定したA月資料は「裁決手続開始決定書」及び「〇〇氏から各委員へ送付された文書に対する対応」である。

(1) 「裁決手続開始決定書」

当該資料は法第45条の2に規定された収用裁決手続開始の決定に際し、定例会に諮った文書である。記載されている事項は、①起業者の名称、②事業の種類、③収用の裁決手続の開始を決定する土地の所在等、④土地所有者の氏名及び住所、⑤土地に関して権利を有する関係人の氏名等であり、収用の範囲を記載した実測平面図及び求積図が添付されている。

当該決定書に記載された内容は、法第45条の2の規定に基づき、大分県報で公告されており、実測平面図及び求積図も異議申立人が知り得る情報である。また、委員の意見など審議の具体的内容が記載されているものでもないので、当該資料を開示しても、収用委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められる。

(2) 「〇〇氏から各委員への送付された文書に対する対応」

当該資料は、異議申立人から各委員あてに送付された文書について法第43条第1項に規定する意見書として取り扱うか、またその文書に対して回答をすべきか否かについて協議するために作成した資料である。

当該公文書を見分したところ、「1 裁決申請後の経緯」については、異議申立人あての通知の送付等について時系列で記載されたものであり、異議申立人が知り得る情報である。また、〇〇〇〇年〇月〇日付けで異議申立人から提出された文書が添付されているが、これについても同様に異議申立人が知り得る情報である。いずれも(1)と同様に委員の意見など審議の具体的内容が記載されているものではないので、当該資料のうち「1 裁決申請後の経緯」及び「〇〇〇〇年〇月〇日付けで異議申立人から提出された文書」については、開示しても収用委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められる。

(3) 新たに開示請求に係る個人情報として特定すべき公文書について

実施機関が、不開示決定したのは、上記の2文書であるが、それ以外に審査の過程で「資料一覧」と題する文書及び当該文書に記載されている「現地調査資料」が存在することが判明した。これらの公文書については、新たに開示請

求に係る個人情報として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

なお、開示請求の対象となる公文書については、漏れがないよう確実に特定した上で開示決定等を行う必要があることから、実施機関における今後の開示決定等に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。

5 結論

以上のことから、諮問第88号に係る実施機関の一部開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

また、諮問第89号に係る不開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

なお、新たに開示請求に係る個人情報として特定すべき公文書について、改めて開示決定等をすべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 7月 1日	諮 問（第88号、第89号）
平成25年11月27日	事案審議（平成25年度第8回審査会）
平成25年12月18日	事案審議（平成25年度第9回審査会）
平成26年 1月29日	事案審議（平成25年度第10回審査会）
平成26年 2月19日	答申決定（平成25年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	